

# 「経営経理 実践事典」内容

## 序章 これからの経理部門トップの役割

- 経営環境の変化と経理部門トップが果たすべき役割
- 経理部門を取り巻く環境の変化
- 経理部門の役割
- 経理部門トップの役割

## 第1部 経理部門トップのための指針と実践

### 第1章 知っておくべき会社法と新制度

- 会社法改正の背景事情
- 主な改正内容
- 会社法の施行にあたり何をすべきか  
有限会社の場合/閉鎖的な株式会社(主に譲渡制限株式発行会社)の場合/公開会社の場合
- 内部統制システムの構築  
大会社における内部統制とは/大会社以外・委員会設置会社以外の会社の内部統制について
- 敵対的買収に係る防衛策について  
企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針とは/「指針」の概要/上場会社における公表例/その他の敵対的買収防衛策について

### 第2章 会社法が経営・会計に及ぼす影響と対応策

- 会計・財務に関する会社法の変更内容  
計算書類の内容の変更/募集株式の発行、社債の発行、新株予約権及び新株予約権付社債の発行/自己株式の取得、剰余金の配当/企業組織再編関係の改正
- 会社法による財務戦略への影響と対応  
配当政策の多様化/自己株式の取得手続の柔軟化/資金調達としての種類株式の活用

- 会社法施行と会計基準への影響  
純資産の部の表示に関する会計基準/役員賞与に関する会計基準/株主資本等変動計算書の会計基準/自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準/企業結合・事業分離等に関する会計基準/ストック・オプション等に関する会計基準

### 第3章 ビジネスリスクの考え方と対応

- リスク管理の重要性
- 「リスク管理」とは何か  
リスク管理の考え方/リスク管理の定義について/リスクの捉え方/有事のリスク管理/平時のリスク管理
- リスク管理の手法  
リスク管理のプロセス/コントロール手段のモニタリング
- コンプライアンス経営のためのリスク管理体制の構築  
リスク管理体制整備の意義/コンプライアンスとは/コンプライアンス経営とリスク管理
- リスク管理における経理部門トップの役割  
リスク管理における経理部門の役割とは/経営参謀としての役割/経理部門が対処すべきリスクの管理/部門マネジメントとしての役割/リスク多発時代における経理部門の重要性

### 第4章 内部統制の考え方と対応

- 内部統制とは何か  
内部統制の定義/事業活動と内部統制/内部統制の構成要素と具体例
- 内部統制を巡る制度の動向  
財務報告に係る内部統制報告・監査制度/会社法における内部統制制度
- 内部統制とコンプライアンス及びリスク管理  
コンプライアンスやリスク管理と内部統制/コンプライアンス及びリスク管理との関係
- 経理部門トップによる内部統制との関わり  
自社の内部統制の状況の点検/財務報告に係る内部統制制度への対応における役割

### 第5章 情報システム構築の考え方と対応

- 情報システムの問題点と重要性  
情報システムの本質/IT化のメリット/IT化のデメリット及びITリスク/ITガバナンス
- 果たすべきITの内部統制  
情報システムにおける内部統制とは/IT統制の種類/IT統制の内容
- システム構築及びリスク・コントロールの知識  
システムライフサイクルは情報システムの基本的概念/リスクとコントロール/セキュリティについての把握ポイント

### 第6章 利益についての考え方と対応

- 最優先課題は利益確保
- 経営計画次第で決まる利益
- 各部門からの積極的な情報収集
- 採算計算で立てる見通し
- コストダウンの徹底推進
- 資金繰悪化の原因把握
- 節税も立派な利益対策

### 第7章 ファイナンスの基本と対応

- ファイナンスの基本
- 資金調達的手段
- 資金運用についての理解
- デリバティブの有効利用

### 第8章 税務についての考え方と対応

- 経理部門トップと税務の知識
- 財務上の問題点のとらえ方と対応  
法人税関係/消費税関係
- 財務上有利な選択への対応  
資本金の選択/売上・売上原価の節税/給与関係の節税/交際費・福利厚生費等の節税/固定資産の節税(減価償却及び投資減税)/組織関係の節税/連結納税制度の利用/決算直前での節税/消費税の節税/従業員の節税
- 税務調査についての理解と対応  
調査の選定/調査のポイント/調査の結果/税務調査への準備
- 事業継承の考え方と対応  
中小会社から大会社への転換/株価の引下げ/従業員持株制度の活用/会社分割の活用/赤字会社の増資引受け/株式交換による持株会社の創設/特定同族株式が小規模宅地等の選択/相続・事業継承に関する経営トップへの助言
- 会社法制定に伴う影響  
役員給与/株式/組織再編/会計参与/その他の税制改正

## 第2部 経理部門トップが果たすべき社内への提言

- 営業部門へのアプローチ
- 製造部門へのアプローチ
- 購買・物流部門へのアプローチ
- 研究開発部門へのアプローチ
- 総務部門へのアプローチ
- 人事部門へのアプローチ
- 法務部門へのアプローチ
- 内部監査部門・監査役へのアプローチ
- 経営企画室・社長室へのアプローチ
- 情報システム部門へのアプローチ
- 関係会社管理部門へのアプローチ

## CD-ROM 経理関連規程モデル集 14シート収録

※具体的な内容はパンフレット表面をご参照ください。

[CD-ROM推奨動作環境]

- ・ OS/Microsoft® Windows® 98以上
- ・ アプリケーション/MS-Word 2000以上
- ・ MS-Excel 2000以上

※Microsoft® Windows® 98、Word Excelは、米国マイクロソフトコーポレーションの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

4

### 内部統制システムの構築

(1) 大会社における内部統制とは  
取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備を取締役会で決議することが、大会社においては義務付けられている。  
旧商法では、各社等設置会社のみの内部統制構築を法律上課せられていた(旧商法第7の1第1項2号、商法施行規則第50条)が、会社法では、それが委員会設置会社のみならず大会社一般の義務となった。しかし、会社法及び法務省令を見ても、会社としていかなることを行えばいいのかわからない内容については言及されていない。その意味では、どのような内部統制システムを構築すればいいのかわからない状態は、大会社に委ねられたものといえる。  
以下に、ある会社の取締役会の決議によって定められた内部統制システム構築の「基本方針」例を掲げる。

「内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ」  
(取締役会及び監査役会設置会社の例)  
当社は、平成○年○月○日開催の取締役会におきまして、内部統制システム構築の基本方針に関し、以下のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

①取締役の職務の執行が法令及び当社定款に適合することを確保するための体制(会社法第302条4第6号参照)  
a) 当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を原則として毎月1回開催し、これを通じて毎回の取締役の職務の執行の監督を行っている。  
b) 取締役会への付議事項は、取締役会規程により明確化されている。  
c) 当社は、監査役会設置会社であり、監査役会において定められた監査方針の下に、各監査役は取締役会への報告などを通じて、取締役の職務の執行に係る監督を行っている。  
d) 今後は、上記に加えて、コンプライアンス遵守を企業理念として掲げ、コンプライアンス・マニュアルほかの社内規程を整備し、コンプライアンスを重視